



鳥取県後期高齢者医療広域連合公表第2号

鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第18号）第4条の規定に基づき、平成20年度における鳥取県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表します。

平成21年11月30日

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功



1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成20年4月1日、構成市町村及び鳥取県町村消防災害補償組合から地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣された職員14名と鳥取県から研修派遣された職員1名の計15名を任命しました。

(2) 職員数

| | |
|--------|-----|
| 平成19年度 | 15名 |
| 平成20年度 | 15名 |
| 対前年増減数 | 0名 |

2 職員の給与の状況

市町村及び鳥取県町村消防災害補償組合から派遣されている職員の給与は、派遣元の市町村又は鳥取県町村消防災害補償組合から支給しています。なお、支給額に相当する額等を広域連合から負担金として派遣元へ支払うことにより、派遣職員の給与は原則広域連合が負担しています。また、鳥取県から派遣されている職員については、超過勤務手当及び休日勤務手当を除く給与すべてについて鳥取県から支払われています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

| | | | |
|---------|---------|------------|----------|
| 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 | 1週間の勤務時間 |
| 午前8時30分 | 午後5時30分 | 午後0時から午後1時 | 40時間 |

(2) 週休日（勤務時間を割り振らない日）

土曜日及び日曜日

(3) 休日（正規の勤務時間においても、勤務することを要しない日）

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
年末年始の休日（12月31日～1月5日）

(4) 休暇・休業制度の状況

各派遣元の規定を適用しています。

平成20年度の取得状況については、次のとおりです。

・年次有給休暇 1人あたり平均 10.8日取得

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| ・特別休暇 | 夏季休暇 | 1人あたり平均 | 2日取得 |
| | 忌引 | 1人取得 | |

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成20年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成20年度において、処分はありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

各派遣元の規定を適用しています。

平成20年度の取得状況については、次のとおりです。

・健康診断等 1人あたり平均 0.7日取得

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成20年度において、許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修は、各派遣元において実施しています。

(2) 勤務評定の状況

平成20年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、各派遣元において実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

平成20年度において、実績はありません。

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成20年度において、措置要求事案はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成20年度において、不服申立て事案はありません。